

山口市空き家バンク改修事業補助金のご案内

山口市では、「山口市空き家バンク」に登録された空き家へ、移住者が入居する際に改修が必要な場合、次のように改修費の一部を補助しますので、ご活用ください。

補助対象者

空き家バンク制度において売買または賃貸借契約した空き家の所有者

補助対象となる改修等

1. 屋根、外壁、軒天の改修、塗装、コーキング
2. 雨樋の取替
3. 床、壁、天井材の張替
4. ドア、ふすま、障子等の建具や畳の取替、張替
5. ガラス、網戸の交換
6. サッシ、雨戸の設置、取替
7. カウンター、棚の設置
8. 間取り等の変更に伴う壁等の工事
9. 床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置
10. 耐震補強工事
11. 井戸用ポンプの工事
12. 浴室、ユニットバス、トイレ、洗面の工事
13. 給排水衛生設備工事
14. システムキッチンの設置（IHクッキングヒーター、ガスコンロ、オーブン、食器洗浄機については、キッチン組み込みのものに限り対象）
15. コンロの取替え工事
16. ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置（エコキュート等の高効率給湯器を含む）
17. 太陽熱利用機器の設置（自然循環型太陽熱温水器、ソーラーシステム（太陽光発電を除く））
18. 火災報知機の設置
19. 防犯カメラ等の防犯機能の付加又は強化のための工事
20. 換気扇、換気空清機ロスナイの設置
21. 床暖房設備工事、ペレットストーブの設置
22. スイッチ、コンセント、配線等の電気工事
23. 玄関フード・サンルームの増築
24. バルコニーの増築
25. ウッドデッキ、パーゴラの設置（母屋に接するものに限る）



補助対象要件

空き家バンク制度において売買または賃貸借で契約した空き家の所有者
(条件)

1. 施工業者は市内に所在地を有する法人又は個人事業者であること
2. 売買又は賃貸借契約が行われて6月以内であること
3. 空き家の改修費用(対象経費)が10万円以上であること
4. 空き家の改修が当該年度末までに終了すること
5. 市税等に滞納がないこと

補助金の額

対象地域	子育て世代(45歳未満)		その他の世代	
	経費上限	補助上限(補助率)	経費上限	補助上限(補助率)
徳地、阿東地域	90万円	60万円(2/3)	90万円	45万円(1/2)
その他の地域	60万円	40万円(2/3)	60万円	30万円(1/2)

◆ 留意事項

補助金交付手続は**改修を行う前**に必要ですので、詳しくは事前にお問い合わせください

申請・問い合わせ先
山口市 地域生活部定住促進課
電話 083-934-4646(直通)